

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

### （個別項目）

当社は、社訓である「強く、優しく」の精神のもと、「お客様と仲間に感謝の心、地域と仲間に必要とされる人となる、仕事に感動を」を基本方針として、持続可能な社会の発展に貢献して参ります。

その為にはパートナー会社の皆様との共存共栄が必要不可欠であり、定期的にパートナー会社の皆様と情報共有をすることで、相互発展に繋がる対等なパートナーシップを構築するとともに、これまで培ってきた技術や知識を融合し、今までにない付加価値と新たなビジネスチャンスを創出して参ります。

また、先端技術やサービスデザイン、ITコンサルティング、外部企業アライアンス強化に取り組むことで、お客様への最適なサービス提供を通じた、新たな価値で社会に貢献し、パートナー会社との共存共栄に取り組んで参ります。

## 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年1回以上は協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 手形などの支払条件

下請代金は基本的に銀行振込で支払います。手形は発行しません。

### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

当社は、パートナー会社の皆様との相互発展に繋がる良好な関係を構築することに取り組んで参ります。また、将来的には発注書面等を電子化することでパートナー会社のグリーン化・情報化を支援するとともに、長期的な見通しのきく当社注力分野を定期的にパートナー会社に共有することでパートナー会社の経営安定化を支援する等、サプライチェーン全体の課題解決に取り組んで参ります。

2025年2月6日

株式会社トーショウビルサービス

代表取締役社長 境 勝則